

「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」  
開催要綱

(目的)

第1条 2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度における温室効果ガス46%排出削減の実現に向け、再エネ最大限導入のための規制の見直しや蓄電池の導入拡大などの投資を進めるとされている。

これを踏まえ、リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策について調査検討を行うことを目的として、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る規制に関する事項
- (2) 屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備に係る規制に関する事項
- (3) その他リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が任命する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から令和5年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から実施する。